

廃棄物海洋投入処分許可申請書		
2025 年 3 月 18 日		
環境大臣 浅尾 慶一郎 殿		
申請者		
住 所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号		
氏 名 宮崎県知事 河野 俊嗣		
(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船 舶 からの 第 18 条の 2 第 1 項 の規定により、海洋施設 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：富田浜航路及び富田漁港における 港内浚渫に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染 等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法 律第 136 号)第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定め る基準に適合するもの。 (詳細は別紙-1 のとおり)	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025 年許可発給日～2028 年 月 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 142,248 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025 年許可発給日～2026 年 月 日 : 83,213 m ³ 2026 年 月 日～2027 年 月 日 : 44,162 m ³ 2027 年 月 日～2028 年 月 日 : 14,873 m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に定める別表中欄 に基づく IV 海域のうち、下記の点を中心とした半径 500m の円内の海域。 北緯 32° 08' 38" 東経 131° 41' 10" (詳細は別紙-2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する排出方 法で実施し、船舶の航行中に排出しない。 (詳細は別紙-3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別 紙を添付すること。		